

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番(0154)を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

ご近所ボランティア講座①講座 ②体験③修了式・登録者連絡会

自分のペースで無理なく行える活動です。一緒に楽しくボランティア活動をしてみませんか？

回①10月16日(金)午後1時～4時 ②体験先により異なる ③11月6日(金)午後1時～2時／所コア鳥取／所18歳以上で①～③全課程に参加できて、講座修了後に釧路市公認ボランティアとして活動していただける方／所25人／所10月8日(木)までに社会福祉協議会ボランティアセンター釧路(所24-1648)へ

くしろ消費者協会からのお知らせ

●消費生活講座第2講座 実演講座 「家庭でもできる簡単な染み抜きのポイント」

回10月7日(水)午後1時30分～3時／所まなぼつと幣舞7階学習室704／所20人

●消費生活講座第3講座 料理教室 「道産米を使った料理教室」

回10月13日(火)午前10時～午後1時／所まなぼつと幣舞6階クッキングスタジオ／所30人／所500円／所10月1日(木)午前10時～

●みそづくり講習会

回10月31日(土)午前10時～午後1時／所富士見会館／所15人／所200円(釧路消費者協会会員は無料)※材料費別途。申込時に希望する分量をお伝えください／所切＝10月9日(金)

●牛乳・乳製品を使った料理教室

回11月17日(火)午前10時～午後1時／所まなぼつと幣舞6階クッキングスタジオ／所30人／所500円(釧路消費者協会会員は無料)／所10月8日(木)午前10時から
【共通】所釧路消費者協会(所24-2037※平日午前10時～午後4時)

●第4回消費者川柳を募集します

消費者トラブルや特殊詐欺等の被害防止を目指し、消費者川柳を募集します。所釧路管内に居住している小学生以上の方／所11月27日(金)までに応募用紙(釧路消費者協会に備え付け)または任意の用紙に、川柳(1人2句まで)と川柳に込めたメッセージ、住所、氏名、電話番号、年齢、ペンネームを記入し協会内設置の応募箱に投函するか、はがきまたはファクスで釧路消費者協会(〒085-0018黒金町7-5市役所2階所24-2037※平日午前10時～午後4時所24-2075)へ

スポーツ競技大会開催助成金 交付要望の受付

所2027(令和9)年度に市において、全道・全国大会規模のスポーツ競技大会の開催を予定している団体※市スポーツ協会加盟団体については、個別に通知します／所10月1日(木)～23日(金)に所定の申請用紙および資料を直接、MOO4階市教委スポーツ課(所31-2600)へ

伝統的なアイヌ文化・生活の場の 再生支援事業

①ヤブマメ(地下豆)の採取体験交流会

回10月17日(土)午前10時～正午※雨天順延／所旧柏木小学校隣接地(現地集合・解散)／所農作業をしやすい服装／所切＝10月9日(金)(必着)

②アイヌ伝統料理体験交流会

回10月21日(水)午前10時～午後3時／所春採生活館／所8人(多数時抽選)／所500円／所エプロン、三角巾、筆記用具／所切＝10月9日(金)(必着)

③アイヌ文様刺しゅう中級講座 ～ポシェット作成～

回11月7日(土)・8日(日)、20日(金)・21日(土)、28日(土)・29日(日)、12月5日(土)・6日(日)、11日(金)・12日(土)午前10時～午後1時／所春採生活館／所中級以上(コーチングステッチができる方)／所15人(多数時抽選)／所裁縫道具、30～50cmのものさし、裁ちばさみ、チャコペンシル／所2,000円(材料費)※初日に会場でお支払いください／所切＝10月15日(木)(必着)

【共通】所①は郵便はがきに「ヤブマメの採取体験参加希望」(1枚で複数人申込可)、②③は往復はがき(1人1枚※返信面も記入)に②「アイヌ伝統料理体験参加希望」、③「刺しゅう体験講座参加希望」と明記の上、住所、氏名、年齢、電話番号を記載し釧路アイヌ協会(〒085-0813春採1-12-22春採生活館内所41-7083※平日午前10時～正午)へ※電話受付不可

税・保険・年金



11月2日(月)は 以下の市税等の納期限です

- ・市道民税・森林環境税(第3期)
- ・国民健康保険料(第5期)
- ・後期高齢者医療保険料(第5期)
- ・介護保険料(第5期)
- ・10月分保育園保育料

●市税等 休日の納付相談窓口

回10月24日(土)午前9時～午後5時
◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差押えを執行し厳しく対処しています。納付に当たりお困りの際は納税課までご相談ください。
所納税課(所31-4517・4518)

- 納付には便利な口座振替を■■
- スマホでの納付も行えます■■

2027(令和9)年分公的年金等の 受給者の扶養親族等申告書を送付しています

公的年金等(遺族年金・障害年金を除く)を受給されている方で、所得税の源泉徴収の対象となる方へ、2026(令和8)年9月から、順次、日本年金機構から「令和9年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付しています。控除対象となる配偶者、扶養親族がいる方や、ご本人が障がい者や寡婦、ひとり親に該当する方は、これら

の控除を受ける際に必要な申告書となります。届きましたら、内容を確認し、各種控除に該当する方は、記載されている期限内の提出をお願いします。

所扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル(所0570-081-240)、釧路年金事務所(所25-1521)

くしろ・ねむろ合同公売会

市税、道税の滞納処分により、差し押さえた財産を一堂に集め、売却するため公売会を開催します。

回10月11日(日)[開場]午前11時、[入札]午前11時～午後1時、[開札]午後1時～、[競り売り]正午～(受け付けは午前11時50分まで)／所釧路圏摩周観光文化センター(川上郡弟子屈町摩周3-3-1)／所参加する方(個人、法人、代理人、未成年者)により、参加条件や参加に必要なものが異なります。詳細はお問い合わせください／所納税課(所31-4519・4520)、釧路総合振興局(所 https://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/nzi/)

年金生活者支援給付金請求書を送付しています

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。新たに受け取ることができる方へ、2026(令和8)年9月1日以降、順次、日本年金機構から簡易な請求書(はがき型)を送付しています。届きましたら、必要事項を記入し、提出をお願いします。
所年金生活者支援給付金専用ダイヤル(所0570-05-4092)、釧路年金事務所(所25-1521)



環境



秋の自主清掃

○10月10日(土)～18日(日)の期間で、町内会、学校関係、その他各団体が実施日を設定してください。

○実施する町内会は、10月7日(木)までに、実施計画書を市役所2階連合町内会に提出してください。

○連合町内会に加入していない町内会および自治会は、環境事業課に計画書を提出してください。なお、計画書が届いていない町内会および自治会は、その旨、環境事業課(所31-4551)へご連絡ください。

○自主清掃では、道路や公園等公共の場を清掃してください。

○集めたごみは、「環境美化活動用ごみ袋」または「自主清掃と表示した透明か半透明の袋」に入れ、可燃ごみの収集日に可燃ごみと同じ場所に排出してください。

○家庭から出たごみや町内会行事等で

出たごみは入れないでください。

○まとまったごみや大きなごみなどを発見した場合は、回収せずに環境事業課(所31-4551)へご連絡ください。

○ごみ処理施設へ自己搬入をする場合は、処理手数料が掛かります。

所連合町内会事務局(所23-2101)、環境事業課廃棄物対策係(所31-4551)



環境事業課からのお知らせ

●「市民みんなできれいなマチに」 ポスターコンクール作品展

回～10月4日(日)／所イオンモール釧路昭和2階ニトリEXPRESS前

●きれいな資源物ステーションの 維持・管理にご協力ください

資源物ステーションにおいて、プラスチック製容器包装の中に汚れが付着したものや、可燃ごみ(使用済みのちり紙、マスク、シュレッダー後の紙など)が混じっていることでカラスに荒らされたり、資源物回収後にびん・缶・ペットボトルが排出されたりすることが少なくありません。一人ひとりが排出ルールを守り、プラスチック製容器包装を排出する際には汚れを水ですすぐか拭き取り、可燃ごみを混入させずに清潔な資源物ステーションを維持していきましょう。

※商品そのもの(パケツ、洗面器、おもちゃ、文房具、歯ブラシ、石けん箱、携帯用ポーチ等)、商品と一体の場合(CDやカセットテープのケース、楽器やカメラのケースなど)、商品の付属品の場合(飲料パックのストロー、弁当のスプーンなど)はプラスチックであっても資源物(容器包装)の対象とはなりませんので、可燃ごみとして排出してください。分別の詳細は市ホームページをご覧ください。



●不法投棄はやめましょう

ごみを山林や河川、公園、道路等に不法投棄すると5年以下の懲役、1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、またはこの併科という刑罰を科せられます。

また、土地または建物の占有者は、管理する場所にみだりに廃棄物が捨てられないよう適正な管理に努めなければなりません(草刈りやロープを張るなどしてごみを投棄されないようにする)。

市では不法投棄があった場合には現地を確認し、投棄者を調査し指導を行っています。特に悪質な場合は警察と連携を取りながら対応していきます。ごみは排出方法を守り、正しく排出しましょう。

